

物理系薬学部会奨励賞規程

(目的)

第1条 日本薬学会物理系薬学部会（以下「部会」という。）に物理系薬学部会奨励賞を設け、部会において意欲的に研究を行い、将来を期待される研究者を表彰する。

(資格)

第2条 受賞年度の4月1日に満38歳未満で博士の学位を有する者。部会員でありかつ3年以上継続して薬学会員として、その業績の一部を薬学会年会、薬学会支部大会あるいは部会シンポジウムで発表した者。

(選考)

第3条 選考は書類審査とし、部会世話人（ただし、部会長および拡大世話人を除く）が行い、部会長が承認する。ただし、部会世話人が推薦人あるいは候補者と共同研究を行うなど利益関係にある場合は、当該世話人は選考には加わらない。

2 薬学会奨励賞受賞者および当該年度の薬学会奨励賞受賞候補者は授賞対象から除外する。

3 支部奨励賞を含む薬学会の各賞受賞者で、その授賞対象の主要部分が同一の場合は授賞対象から除外する。

4 若干名に授与する。

(推薦)

第4条 部会所定の推薦書（自薦を含む）、推薦理由書（4,000字以内）および推薦研究業績一覧を、部会長宛に8月末日までにメールで送付する。

(表彰)

第5条 受賞者には賞状、副賞を贈呈する。

附則

この規程は、平成26年4月11日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

物理系薬学部会奨励賞内規

第1条 毎年、2～3名に授与する。

第2条 選考委員長は副部会長とし、副部会長が推薦人あるいは候補者と共同研究を行うなど利益関係にある場合は、互選する。

第3条 学術性、独創性、将来性、部会への貢献をもとに5段階で総合評価し、各審査員の評価点の平均を算出する。評価点の平均をもとに、受賞者数を審議する。ただし、総合評価は絶対評価とする。

第4条 副賞は50,000円とし、表彰は当該年度の年会で行う。

附則

この内規は、平成26年4月11日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月11日から施行する。